

## 合志市公共施設予約システムの罰則規定（内規）

（趣旨）

第1条 合志市公共施設予約システム（以下、予約システムという。）の適正な利用を促進し、他の利用者の公平性を保つため、予約ルール違反に対する罰則を定める。

（適用範囲）

第2条 本内規は、予約システムを利用するすべての利用者に適用する。

（罰則対象行為）

第3条 罰則対象行為を以下の通りとする。

（1）無断キャンセル

予約を事前にキャンセルせず、施設使用料を支払わずに施設を利用しなかった場合。

（2）連続無断キャンセル

無断キャンセルを複数回繰り返した場合。

（3）虚偽の予約情報提供

事実と異なる情報で予約した場合。

（4）予約時間の無断延長した場合。

予約時間を守らず、無断で延長使用した場合。

（5）不正な予約代理

他人のID・情報を使用して予約した場合。

第4条 罰則内容は以下の通りとする。

（1）初回 注意・警告メッセージの送付や利用マナーの周知

（2）2回目 1ヶ月間の予約制限や新規予約不可とする

（3）3回目 3ヶ月間の予約制限や既存予約の凍結も含む

（4）4回目以上 6ヶ月以上の予約制限または利用停止や場合によっては永久利用停止

第5条 罰則の適用手続きは以下のとおりとする。

（1）違反が確認された場合、予約システム管理者から利用者に対して違反通知を送付する。

（2）利用者からの異議申し立ては、通知受領後7日以内に受け付ける。

（3）審査の結果、罰則の適用・解除を決定し、利用者に通知する。

第6条 その他

（1）予約システムの運用ルールは予告なく変更される場合がある。

（2）罰則内規は施設管理者の権限により随時改定される。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年2月26日から施行する。